



再送信同意に関する規定等について



1. 再送信に関する規定

(再送信)

第十三条 (略)

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者（放送法第二条第三号の四 に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法第二条第三項 に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。）の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送（委託して行わせるもの及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条第五項 に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。

3～8 (略)

☆ 有線テレビジョン放送法第13条第2項規定においては、同意を得なければ再送信をしてはならないこととなっている。一方で、同意「書」を得なければならないことにはなっていない。



【参考①】

(許可の取消し等)

第二十五条 (略)

2 総務大臣は、有線テレビジョン放送事業者が第十二条後段、第十二条の二、第十三条第二項、第十六条若しくは第十七条において準用する放送法第三条の二第一項、第三条の三、第三条の四（第二項を除く。）、第四条若しくは第五十二条の規定に違反したとき又は前条第三項の規定による命令に従わないときは、三月以内の期間を定めて、有線テレビジョン放送の業務の停止を命ずることができる。

3 (略)

第三十四条 第十三条第一項の規定に違反した者又は第二十五条第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



【参考②】

「同意」の意義（『法令用語辞典＜第八次改訂版＞』吉国一郎等編著 平成13年7月改訂版発行）

他の者がある行為をすることについて賛成の意思を表示することをいう。例えば、「国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない」（憲法75本文）、「乙議院において甲議院の送付案に同意し」（国会法83Ⅱ）、「組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て」（消費生活協同組合法35Ⅱ）等。

なお、特定の法令においては、行政機関相互間の連絡に関連し、他の行政機関の「同意を得なければならない」と規定した例がある。例えば、輸出貿易管理令2条2項、輸入貿易管理令9条3項においては、特定の処分をする場合には、経済産業大臣はあらかじめ農林水産大臣、主務大臣の「同意」を得なければならない旨を定めている。

- 1) 特定の公務員の任免については、他の期間の同意を必要とする（会計検査院法4Ⅰ・Ⅱ、国家公務員法5Ⅰ・8Ⅲ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律29Ⅱ、国土交通省設置法18・Ⅰ、国会法131Ⅴその他）。この場合において、就任について国会の両院又は1院の「同意」を必要とする職員は、国家公務員法の適用上、特別職とされる（同法2Ⅲ）。なお、公務員ではないが、公務員に準ずる特定の地位への任免について、国会の両院の同意を必要とする場合がある（放送法16Ⅰ・Ⅲ・18・20）。
- 2) 私法上の一定の行為については、他の者の同意を要件とするものがある。しかし、同意が得られなかった場合におけるその行為の効力については、必ずしも一様ではない。例えば、未成年者が、単に権利を得又は義務を免れる行為を除くほか、法定代理人の同意（民法4Ⅰ）を得ないでした行為、準禁治産者が補佐人の同意（同法12Ⅰ・Ⅱ）を得ないでした一定の行為は、取り消すことができるものとされているが（同法4Ⅱ・12Ⅳ）、父母の同意（同法737）を得ないでした未成年の子の婚姻は、有効に成立し、取消しの請求もできない（同法743～747参照）。

[類語]合意 承諾 承認 容認

「合意」の意義(同上)

当事者の全体の意思が合致することをいう。「同意」という場合は、当事者の一方の意思の発動に対して他方が賛成するという意味があるが、「合意」の場合は、意思の合致があればよいのであって、当事者の一方が必ず能動的で、他方が受動的立場に立つことを必要としない。(略)



2. 再送信業務等に関する業務の届出の規定

(業務の届出)

第十二条 有線テレビジョン放送事業者となろうとする者は、当該有線テレビジョン放送の業務区域、再送信業務の有無その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。有線テレビジョン放送事業者が届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

【有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年十二月十四日郵政省令第四十号）】

(業務の届出)

第二十七条 法第十二条前段の規定による届出は、別記第八の様式により、有線テレビジョン放送の業務区域及び再送信業務の有無のほか、次の各号に掲げる事項を記載した届書により行うものとする。ただし、施設者であつて有線テレビジョン放送事業者となろうとする者の場合にあつては、第一号に掲げる事項（届出者の氏名及び住所を除く。）及び第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。

- 一 届出者の氏名、住所その他届出者に関する事項
- 二 使用する施設
- 三 有線テレビジョン放送の業務
- 四 編集の基準、放送時間その他の放送番組に関する事項（自主放送を行う場合に限る。）
- 五 受信契約者の見込数
- 六 有線テレビジョン放送の業務開始の予定期日

2 (略)

別記第八 (抄)

業務	使用する周波数	用途	再送信の同意

注5 再送信の同意の欄には、義務再送信の場合は、「義務」と記載し、それ以外の場合は、「有」と記載するとともに、同意書の写しを添付すること。

有線テレビジョン放送法第12条関係



【有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年十二月十四日郵政省令第四十号）】

第二十八条 法第十二条後段の規定による変更の届出は、別記第九の様式により行うものとする。この場合において、新たに道路の占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その変更に係る部分の当該処分又は承諾の事実を称する書面の写しを添付しなければならない。

別記第九 （抄）

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

注2 義務再送信以外の再送信について、新たに放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者の同意を得た場合は、その同意書の写しを添付すること。

☆ 有線テレビジョン放送法第12条の規定において、再送信業務の有無を届け出なければならないこととなっている。新たに再送信業務を行う際には、同意書の写しを添付することとなっている。



【参考】

(許可の取消し等)

第二十五条 (略)

2 総務大臣は、有線テレビジョン放送事業者が第十二条後段、第十二条の二、第十三条第二項、第十六条若しくは第十七条において準用する放送法第三条の二第一項、第三条の三、第三条の四（第二項を除く。）、第四条若しくは第五十二条の規定に違反したとき又は前条第三項の規定による命令に従わないときは、三月以内の期間を定めて、有線テレビジョン放送の業務の停止を命ずることができる。

3 (略)

第三十四条 第十三条第一項の規定に違反した者又は第二十五条第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



<参考>再送信業務に関する報告及び検査の規定

(報告及び検査)

第二十七条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、有線テレビジョン放送施設者に対し、有線テレビジョン放送施設の状況その他必要な事項の報告を求め、若しくはその職員に、有線テレビジョン放送施設を設置する場所に立ち入り、有線テレビジョン放送施設を検査させ、又は政令で定めるところにより、有線テレビジョン放送事業者に対し、有線テレビジョン放送の業務の状況の報告を求めることができる。

2 (略)

【有線テレビジョン放送法施行令(昭和四十七年十二月二十二日政令第四百四十号)】

(報告の徴収)

第二条 法第二十七条第一項の規定により総務大臣が有線テレビジョン放送事業者に対し報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。

一～二 (略)

三 法第十三条第二項の規定によるテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信についての放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者の同意に関する事項

四～八 (略)

☆ **総務大臣は、再送信についての同意に関する事項について、報告を徴収することができることとなっている。**

再送信同意の違法性に関する国会審議



参・予算委員会(平成19年3月8日)(抄)①

(略)

- 白眞勲君 是非そういういろんな振興策というのも今後取っていただきたいというふうに思えるんですね。特に、地方でも、特にケーブルテレビ局の場合には地元のいろいろな、御当地のお祭りとかどこかの赤ちゃんが生まれたとか、そういったことまで放送しているわけですから、それを逆に言うと、所得水準の非常に低い方とか払えないで見れない方々にとってみると、逆に言うと、そこの中でまた格差というのが生まれていくのではないかなというふうにも思いますので、是非よろしくこれからもお願いしたいと思うんですけども。
また逆に、ケーブルテレビ局がどんどん増えてくると、地元のテレビ局との競合関係ということもちょっと気になるんですけども、その件に関してはどういうふうに総務大臣としてはお考えになっているんでしょうか。
- 国務大臣(菅義偉君) 今委員御指摘されましたように、ケーブルテレビというのは、地元の正に生の情報というものを地域の皆さんに報道する、そういう意味で、ある意味では地域活性化だとかこれから地方の様々な魅力、そうしたものを報道するについて極めて大事なものであるというふうに思っています。
しかし、同時に、このCAテレビが再送信の同意を取らずに様々な問題もあることも事実でありまして、例えば同意の有無についてでありますけれども、有線テレビジョンと放送事業者の認識では差がありますけれども、約八百四十チャンネルというのは放送事業者の同意を取っていますけれども、しかしながら更新を忘れたり、あるいは更新期間があっても協議をしないで再送信をしているケースというのが今三百十チャンネルほど私ども調査したらありました。
そういうことで、地元とかあるいは県域を越えた放送事業者との間でそうしたトラブルがあるということも承知をしております。
- 白眞勲君 正に今総務大臣が御指摘のとおりだと私は思うんですね。
以前、地方のケーブルテレビ局というのは地上波の電波が届きにくい地域、いわゆる難視聴地域を対象というのが主だったんじゃないかと思うんですが、やはりケーブルテレビ局といっても民間企業ですから、営業上、当然都市部、特に人口密集地域の、つまり、その地方の放送局の電波が届く地域に対して多チャンネルという営業をし出していると。
そこで、今正に総務大臣がおっしゃったように、この再送信、つまり、違法な再送信と言った方がいいんでしょうかね、地元の地上波の放送局の番組を無断で流していると、こういった違法なケースが今八百四十チャンネル中三百十チャンネルあるというのは、そういうことでよろしゅうございますか。
- 国務大臣(菅義偉君) 私どもの調査ではそのとおりでありますけれども、ただ、それが従来ですと、契約をしていて期限が切れたものを知らなかったという、知らなかったというか気が付かなかったとか、あるいは同意の更新を拒否されてそのまま流しちゃったとか、そういうものが三百十チャンネルあるということでもあります。
- 白眞勲君 これっていわゆる法律違反ですよ。
- 国務大臣(菅義偉君) そのとおりでありまして、総務省としては、今年の二月に法に基づいて再送信が適正に行われるように指導したところであります。
- 白眞勲君 このいわゆる再送信、これはもちろんその地域の番組を、地域のテレビ局の番組をケーブルテレビ局が流している場合と、それから例えば東京とかそういう大都市部の番組を地方のケーブルテレビ局が無断で流しているケース、私は地域外送信というふうに聞いているんですけども、このケースはこの三百十チャンネルの中にあるんですか、その辺はどうなんでしょうか、具体的に。
- 国務大臣(菅義偉君) 申し訳ありません。後で精査してお届けさせていただきますけれども、三百十の中にその部分も入っているということでございます。

再送信同意の違法性に関する国会審議



参・予算委員会(平成19年3月8日)(抄)②

- 白眞勲君 つまり、違法だということを今総務大臣も認めた、お認めになったんですけれども、違法と分かっているんで放置していたんでしょうか。これ大分前から、当然、再送信という問題、これはチャンネルつけちゃだれだっただけで見れるわけですから、その辺は、何で総務省としてほっぽり投げているのかなというのがちょっと疑問なんですけれども、その辺どうなんでしょうか。
- 国務大臣(菅義偉君) 私ども、そのほっぽり投げたということというよりも、是非これは御理解をいただきたいんですけど、先ほど申し上げましたが、今まで放送していたと、契約期限が切れてもその更新をしなかった、それとか、放送事業者に同意の更新を拒否され、その後も協議が行われないで進めていたと。お互いの、放送事業者、ケーブルテレビも含めて、その中でそんなに問題になってきてなかったと思いますね。
そういうことでそのまま放置をしたというのがこれは現状でありまして、私どもが今年の二月に初めて、その点、このままじゃ非常に問題が将来起きてくる可能性があるということで調査をしてその三百十が明らかになったということでありまして、これからはしっかりと指導させていきたいと思います。
- 白眞勲君 やっと総務省の方も少し、まあ失礼な言い方かもしれませんが重い腰を上げたということで、違法と分かっているらばすぐにこれを是正するのが政府として当たり前なことだと思うんですけれども。
ここで文部大臣にお聞きしたいと思います、つまり、このケーブルテレビ会社が放送局の制作した番組を勝手に流した場合というのは、これは著作権法違反ということになるんでしょうか。
- 国務大臣(伊吹文明君) 先生御承知のように、著作権法の九十九条というのがございまして、ここには「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。」とございます。したがって、ケーブルテレビ局が放送事業者の専有をしている権利を対価を払わずに侵すということは、もうこれは明らかに法律違反でございます。
- 白眞勲君 結構、私はこれ深刻だと思うんですよね。つまり、著作権法違反のまま、つまり、これは実は韓国でも同じようなことというのは起きているわけですし、ワールドカップなんですけれども、ワールドカップのときにケーブルテレビ会社が無断で試合を流しちゃいまして、それで、まあ韓国国民はワールドカップで大騒ぎしているんですけれども、いわゆる権利関係でも大騒ぎになっちゃったということがあるわけですし、私は、この問題を放置すると、例えば韓国では、今まではおおらかだったんですが、ヨン様が出てきてから、自分の顔を売る関係で、どうしても金払えという話になっちゃって、大分権利関係というのはうるさくなっちゃった。
そういうことを考えると、やはりきちんとするという、これは当然のことですし、これは国際常識でもあるわけで、私は一番懸念しているのは、これは北京オリンピック、今度開かれるわけなんですけれども、この放映権、放映の問題で、このケーブルテレビ局が仮に、何かスター選手とかきれいな女性の何かが、何というんですか、出てきちゃったなんということになった場合に、やはりこれは知的所有権です。それは結局、やはり注意しなければいけないのは、EPAの交渉で今海外といういろいろやり合っている中で、日本側が、そういう著作権ちょっと守ってくれないと困ると言っている日本側が、あんたのところもやっているんじゃないかみたいなことを言われるわけですから、これ注意しなきゃいけないと思うんですけれども、国益を相当損ねていると思いますが、その辺は総務大臣、どういふふうにお考えでしょうか。
- 国務大臣(菅義偉君) 基本的に、今の問題というのは文科大臣かなというふうに思いますけれども、私どもも、このテレビの、先ほど再送信の指摘がありました。そういう中で、当然、同意しなければ著作権の問題にもなるわけでありまして、その辺もしっかりと対応させていただきたいと思います。